

From: kyo-men@mext.go.jp
Sent: 2010/06/17 (木) 19:51
To: undisclosed-recipients
Subject: 【連絡】 教職実践演習の新設に伴う経過措置について

【本メールは、教職課程を有する大学又は教職課程を有する予定の大学の教職課程担当者様（当方へあらかじめ登録されている方）へ一斉にメールしています。貴大学の担当者が異なりましたら、必ず担当者へ転送願います。】

各課程認定大学
教職課程担当者 様

平素は大変お世話になっております。
文部科学省教職員課免許係でございます。

平成 21 年 4 月 1 日の教育職員免許法施行規則の改正により、従来、教員免許取得のための教職に関する科目であった総合演習に代わり、教職実践演習の修得が必要となりました。これにより、平成 22 年 4 月 1 日以降の入学生からは新課程が適用され、教職実践演習の修得が必要となりますが、平成 22 年 3 月 31 日以前の入学生については免許法施行規則附則において、経過措置が置かれています。

この経過措置の適用等について、問い合わせが多く寄せられているため、別添のとおり資料をまとめましたので送付いたします。

併せて、昨年 6 月 1 日付けで、教職実践演習に関して「文部科学省への質問と回答」として教職実践演習の経過措置にかかる Q&A の情報提供をしておりましたが、今回の整理にあわせ、一部質問及び回答の修正をいたしました。こちらについても送付いたしますので、内容についてご確認ください。

以上、各大学におかれましては、本連絡に基づき適切に履修指導いただきますよう宜しくお願いいたします。

今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

【参考】

- 昨年 6 月 1 日付 文部科学省への質問と回答の修正
- 上記資料の見直し版

文部科学省初等中等教育局
教職員課教員免許企画室免許係
TEL : 03-5253-4111 (内線 2451、2453)
FAX : 03-6734-3742
E-MAIL : kyo-men@mext.go.jp

教員免許状更新制の情報はこちらから

→ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

教職実践演習経過措置について (220616) .pdf

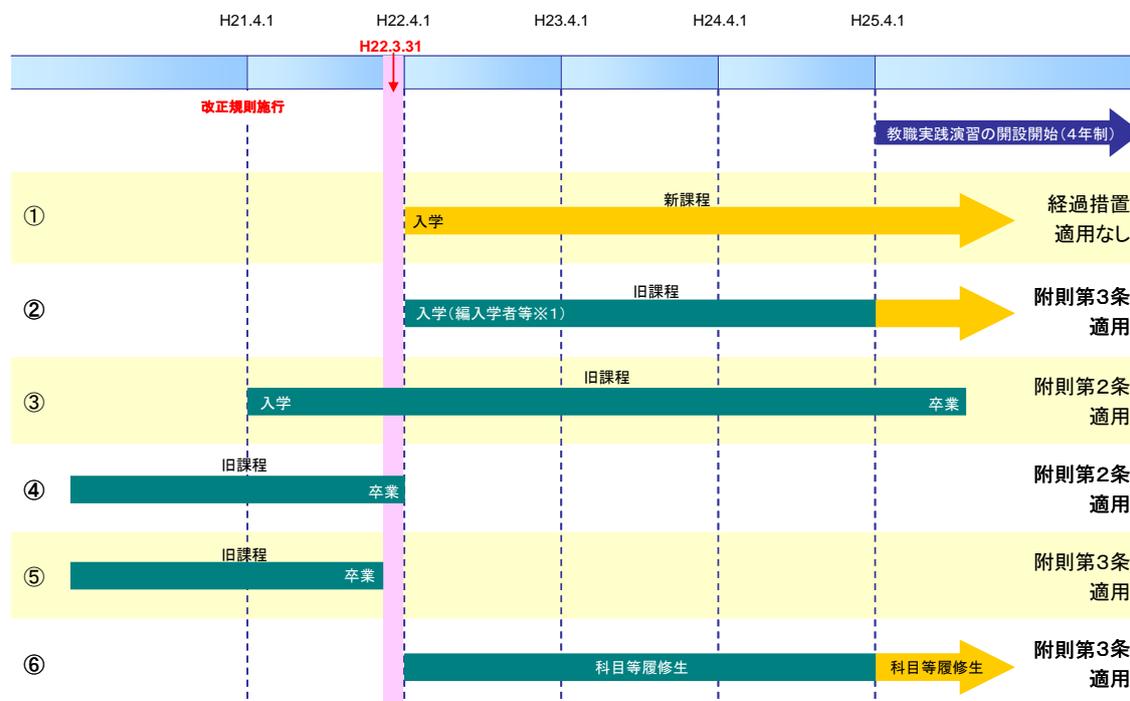
【修正版】 文部科学省への質問と回答.pdf

【見直し版】 文部科学省への質問と回答.pdf

教職実践演習の新設に伴う経過措置について

平成21年4月1日の教育職員免許法施行規則の改正により、従来、教員免許取得のための教職に関する科目であった総合演習に代わり、教職実践演習の修得が必要となった。

これにより、平成22年4月1日以降の入学生からは新課程が適用され、教職実践演習の修得が必要となるが、平成22年3月31日以前の入学生については以下の通り経過措置が置かれている。



	免許取得の際に修得すべき単位 (②～⑥については附則を適用せず教職実践演習の修得でも可)		適用される条項
①H22年度以降入学生 (②を除く)	新課程	教職実践演習	
②H22年度以降入学生 (編入学者等※1の場合)	旧課程	総合演習 (H25.3.31まで) ※2 教職実践演習 (H25.4.1から)	附則第3条
③H22.3.31時点在籍学生 H22年度以降も在籍	旧課程	総合演習 (卒業までの間に教職に関する科目の最低修得単位数の修得が必要) ※3	附則第2条
④H21年度以前に入学 H22.3.31卒業	旧課程	総合演習 (卒業までの間に教職に関する科目の最低修得単位数の修得が必要) ※3	附則第2条
⑤H22.3.30以前卒業生	旧課程	総合演習	附則第3条
⑥H22年度以降科目等履修	旧課程	総合演習 (H25.3.31まで) ※2 教職実践演習 (H25.4.1から)	附則第3条

※1 編入学者等とは、学校教育法第88条により課程認定大学に入学の際、大学の修業年限に通算された者、編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者並びに指定教員養成機関におけるこれらに相当する者

※2 附則第3条適用者は、平成25年3月31日までに総合演習の単位を修得していれば、教職実践演習の単位を修得する事を要しない。

※3 附則第2条適用者は、卒業までに旧規則の教職に関する科目の最低修得単位数を満たしていれば、新規規則の教職に関する科目の最低修得単位数を満たした者とみなされる。

○適用される経過措置について

平成22年4月1日以降課程認定大学に入学した学生については、新規規則が適用されるため免許状取得のためには教職実践演習の単位の修得が必要となる（前頁図①のケース）。

ただし、平成22年4月1日以降に課程認定大学に入学した者であっても、編入学者等については、附則第3条が適用されるため、平成25年3月31日までに総合演習の単位の修得していれば、教職実践演習の単位の修得する必要はない（前頁②のケース）。これは、教職実践演習は4年制大学では平成25年度までは開講されないため、2年次以上に編入学する者は、卒業までに教職実践演習が開講されない為である。

また、平成22年3月31日現在で課程認定大学に在学している者は、卒業までに旧規則の教職に関する科目の最低修得単位数を満たしていれば、新規規則の教職に関する科目の最低修得単位数を満たした者とみなされる。この場合には、附則第3条適用者とは異なり、留年などによって平成25年3月31日を過ぎた場合であっても、卒業までの間に総合演習の単位の修得すれば免許状取得の為の要件を満たすこととなる（前頁図③のケース）。平成22年3月31日現在課程認定大学に在学しており、平成22年4月1日以降、転学部・転学科を行った学生も、転学部等を行う前の在籍学科が課程認定を受けているか否かにかかわらず、附則第2条が適用される。

なお、平成22年3月31日現在で課程認定大学に在学している者には、平成22年3月31日付で課程認定大学を卒業する者も含まれる（前頁図④のケース）。

ただし卒業時点で教職に関する科目に未修得単位があり、卒業後、平成22年4月1日以降に科目等履修生として不足する単位を履修する場合には、附則第2条が適用されず附則第3条が適用される事となる。そのため、平成25年3月31日までに総合演習の単位の修得していれば、教職実践演習の単位の修得することを要しない（前頁図⑥のケース）。これは上記②のケースと同様の理由によるものである。

なお、平成22年4月1日以降課程認定を有する大学院に入学し、科目等履修生として一種免許状の取得をしようとする者についても、前頁図①のケースとして扱うのではなく、前ページ図⑥と同様に扱われる。附則第3条においては、「平成22年4月1日以降に課程認定大学（中略）に入学した者（中略）以外の者」と規定されているが、これは、平成22年4月1日以降に学部の一年次に入学したのものについては、教職実践演習の履修を前提とした新しいカリキュラムが適用されるという趣旨の規定であるため、ここに規定する「課程認定大学」に大学院は含まれないと解する。

○単位流用について

附則第2条が適用される者については、新規規則の教職に関する科目の最低修得単位数を満たしている（＝教職実践演習の単位の修得済）とみなされるため、新規規則第6条表備考第12号及び第13号により修得したものと見なされた「教職実践演習」を他の免許状を取得する場合の「教職実践演習」の単位として流用することができる。

一方、新規規則が施行された平成21年4月1日以降は、総合演習は教職に関する科目からは削除されており、規則第6条表備考第12号及び第13号の流用規定も総合演習には適用されないこととなっている。

ただし、附則第3条においては、平成25年3月31日までに総合演習を修得した者は教職実践演習の修得を要しないこととされており、かつ、施行規則第6条表備考第12号及び13号においては教職実践演習の単位は他の学校種に流用できることから、これらを合わせて解釈すれば、平成25年3月31日までに総合演習を修得した者は、他の学校種の免許状を修得する場合にも、総合演習又は教職実践演習を修得することは必要ないと解される。

<参考条文>

○教育職員免許法施行規則

附則（平成二〇年十一月二日文科科学省令第三四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十二年三月三十一日において教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認定課程を有する大学（次条において「課程認定大学」という。）の課程又は同法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する教員養成機関若しくは同法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関（次条において「指定教員養成機関」という。）の課程に在学している者で、これらを卒業するまでに、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（次条において「旧規則」という。）第六条第一項、第十条又は第十条の四の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第六条第一項、第十条又は第十条の四の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

第三条 平成二十二年四月一日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者（課程認定大学に入学した者であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十八条の規定により当該大学が定める期間を当該大学の修業年限に通算された者、同法第百八条第七項、第二百二十二条又は第百三十二条の規定により課程認定大学に編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し当該退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者並びに指定教員養成機関におけるこれらに相当する者を除く。）以外の者であって、平成二十五年三月三十一日までに、旧規則第六条第一項の表第五欄、第十条の表第五欄又は第十条の四の表第五欄に規定する総合演習の単位を修得した者は、新規則第六条第一項、第十条又は第十条の四の規定にかかわらず、新規則第六条第一項の表第六欄、第十条の表第六欄又は第十条の四の表第六欄に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。

文部科学省への質問と回答（教職実践演習・制度全般）

平成22年6月16日現在

	質問	回答
	<経過措置>	
1	<p>経過措置2により「平成25年3月31日までは総合演習の単位を修得すれば教職実践演習の単位を修得する必要はない」と記載されています。従来の改正では、旧課程として認定を受けた科目を履修している学生は、卒業後、科目等履修生として在籍が引き続いていれば旧課程の単位でもって教員免許にかかる単位を修得できたが、今回の改正では平成25年4月以降は在籍が引き続いていても（旧課程であっても）教職実践演習を履修しなければならないこととなります。</p> <p>（1）平成21年度入学生が卒業後科目等履修生として在籍している場合と、卒業せず引き続き在籍している場合で、平成25年4月1日以降は免許取得にかかる科目が異なることになるという解釈でよいのですか。</p> <p>（2）総合演習を修得せず卒業後に引き続き科目等履修生として在籍して免許を取得しようとする場合、旧課程で認定を受けていない科目（開講してない科目）を履修することになりますが、その場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合演習と教職実践演習の両方を受けるのですか。 2. 総合演習の代わりに教職実践演習を受けるのですか。 <p>（3）総合演習を修得していなかった場合は、卒業後数年の空白期間があった学生でも、卒業後に科目等履修生として引き続き在籍した学生と同じ扱いになるのですか。</p>	<p>（1）貴見のとおりです。</p> <p>（2）一回卒業してしまった場合でも、平成25年3月31日までは総合演習でも可能ですが、平成25年4月1日からは教職実践演習を修得する必要があります（改正省令附則第3条）。</p> <p>（3）同じ扱いとなります。</p>
2	<p>平成21年度までの入学生が4年次になる平成24年度まで総合演習を開設し、その後当該科目を廃止することになった場合、休学などで卒業が平成24年度以降に延期になり、且つ、総合演習を履修していない学生については、総合演習の代わりに教職実践演習を履修するということがよいのですか。</p>	<p>平成21年度以前の入学生については、卒業するまでに総合演習を履修すれば、教職実践演習を履修する必要はありませんが、教職実践演習を履修した場合でも免許状の授与を受けることが出来ます。</p>
3	<p>平成21年度までの入学生は、総合演習を含むカリキュラム（旧課程）への入学であることから、卒業するまでに総合演習を含み教職に関する科目の最低修得単位数を修得していれば、教職実践演習の修得を要しません。</p> <p>「総合演習を含むカリキュラムへの入学である」をその根拠とした場合（再課程認定が教職実践演習含むあらたな課程の認定であると考えると）、平成21年度までの入学生は、総合演習を含むカリキュラムでやらなければならないとなるのですか。あるいは、平成25年度以降は、教職実践演習の修得でもよい（総合演習の修得でも、教職実践演習の修得でも、どちらでもよい）ことになるのですか。</p> <p>平成25年度以降であれば、教職実践演習でもよいとした場合、これら学生は、総合演習を含むカリキュラム（旧課程）の課程認定下にあるのではないかと考えますが、その学生が教職実践演習を含むカリキュラム（新課程）の課程認定下の教職実践演習を修得することは、課程認定上は、どのような考え方となるのですか。</p>	

<p>4</p>	<p>改正省令附則第3条「平成22年4月1日以後に課程認定大学等に入学した者」の括弧書きに編入学した者等を除くとあります。つまり、平成22年4月1日以後に入学した者であっても編入学等の場合は、この附則第3条が適用（平成25年3月までに総合演習を修得していれば、教職実践演習の修得を要しない）されると解します。</p> <p>一方、附則第2条は、平成22年3月31日において、課程認定大学等に在学している者は、卒業するまでに総合演習を含み教職に関する科目の最低修得単位数を修得すれば、新規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得したとみなすとあります。この場合は、「卒業するまでに」とありますので、何らかの理由で卒業が延びた場合、総合演習の修得が、平成25年4月以降でも、（総合演習を含み教職に関する科目の最低修得単位数を修得していれば）教職実践演習の修得は要しないと解します。</p> <p>そこで、編入学者等についてですが、通常、編入学は、過学年の入学と考えることができます。たとえば、平成22年4月に3年次編入学であれば、平成20年4月入学生の学年（総合演習を含むカリキュラム・・・旧課程）への入学と考えられます。この場合、この編入学生は、附則第3条の適用（総合演習を平成25年3月までに修得しなければ、教職実践演習が必要となる。）を受けることになるのですか。</p> <p>附則第3条が適用されるのであれば、同学年の中にありながら、附則第2条適用の学生（卒業するまで総合演習の修得でよい）、附則第3条適用の学生（平成25年度までに総合演習を修得しなければならない）が混在することになると理解しなければならないのですか。</p> <p>あるいは、編入学生の場合は、平成22年4月以降の入学であっても、旧課程に編入学しているのであれば、附則第2条、附則第3条いずれの適用もあり得るということになるのですか。</p> <p>あるいは、上記の理解に根本的な誤りがあるのでしょうか。</p> <p>（「文科省への質問と回答（制度改正事項）」（追加・変更版）No.13 「⑤旧課程への編入学生については、そのまま総合演習を履修すればよいのではなく、平成24年度までに総合演習を修得すれば教職実践演習を修得したものとみなされるのでよいのでしょうか。」に対する回答として、附則第3条の適用とあります。）</p>	<p>平成22年4月以降の編入学者については、附則第2条は適用されず、附則第3条が適用されます。</p>
<p>5</p>	<p>上記質疑事項4に関連して、 編入学は、通常過ぎ去った学年に編入学する扱いとなっており、カリキュラムは順次学年進行的に進んでいることからすると、同じ学年でありながら2つのカリキュラムが存在すること自体が普通の運営からするとおかしいのではないのでしょうか。編入学は、前々からの法令の変更であっても順次学年進行という考え方があるのであれば、編入学生については編入学した学年の学則の第2条が適用されても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>編入学の場合については附則第3条の規定により、総合演習を修得していれば、教職実践演習を履修することなく免許状の授与を受けることができます。</p>

6	<p>「文科省への質問と回答（制度改正事項）」（追加・変更版）No.41 について、「平成 22 年度から総合演習の開設をやめて、教職実践演習に一本化することは可能か。」の回答、「また、」以下に、「平成 21 年度の入学生が在学する課程までは、旧課程として認定を受けた課程となりますので、当該学生が 4 年次（短大では 2 年次）となる 24 年度（短大では 22 年度）までは、総合演習を開設する必要があります。」とありますが、附則第 2 条は、卒業するまでに総合演習を含み教職に関する科目の最低修得単位数を修得すればよいことから、平成 25 年度以降も存続して総合演習を開講でき、引き続き開講するか、しないかは、各大学が判断すればよいと考えればよいのですか。</p>	<p>教職実践演習を前倒して開設することはできませんが、平成 25 年度以降も在学している平成 21 年度以前の入学者のために総合演習を開講するかどうかは大学の判断となります。</p>
7	<p>在学生への経過措置を適用せず、変更届と同様に「全学年に適用する。」又は「平成〇〇年度入学生より適用する。」と申請書類に記載の上、在学する全て又は一部の学年の学生にも新法を適用することは可能と考えますが、いかがかでしょうか。</p>	
8	<p>21 年度入学生が在籍している間は、単独で総合演習を必ず開設しなければいけないのでしょうか。</p>	
9	<p>「文科省への質問と回答（制度改正事項）」（追加・変更版）No.41 について、「平成 22 年度から総合演習の開設をやめて、教職実践演習に一本化することは可能か。」について、以下のように考えればよいのですか。</p> <p>「平成 22 年度から総合演習の開設をやめて、教職実践演習に一本化することはできないが、平成 25 年度からであれば、教職実践演習に一本化することは可能である。」</p> <p>可能とするならば、実質的には一本化であるが、課程認定上は、総合演習を含むカリキュラム（旧課程認定下）の学生が、教職実践演習を含むカリキュラム（新課程認定下）の教職実践演習を修得するという考え方となるのか。</p> <p>あるいは、今回の改正は、総合演習と教職実践演習の違いだけであるから、旧課程に在学する学生であろうが、新課程に在学する学生であろうが、平成 25 年度以降であれば、教職実践演習を修得することでよい。旧課程認定下、新課程認定下ということ深く考える必要はないと考えればよいのですか。</p>	<p>教職実践演習は平成 22 年度入学生向けに開設される科目ですが、平成 21 年度入学生が通常卒業する年度の後の年度（4 年制大学では平成 25 年度）においては、各大学の判断で総合演習を開講しないことも出来ます。</p>
10	<p>附則第 2 条には、別表第 1 についていえば、卒業するまでに、旧規則第 6 条第 1 項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、新規則第 6 条第 1 項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者（もの）とみなす、とあります。</p> <p>よって、たとえば、総合演習は修得したが、旧規則第 6 条第 1 項の表の最低修得単位数を修得せず卒業したような場合、その後、免許状を取得するには、その総合演習の修得時期で、教職実践演習の修得の要、不要が変わってくるのですか。</p> <p>（1）総合演習を平成 25 年 3 月 31 日までに修得していれば、附則第 3 条により教職実践演習の修得を要しない。</p> <p>（2）総合演習を平成 25 年 4 月以降に修得している場合は、教職実践演習を修得しなければならない。</p> <p>となるのですか。</p>	<p>（1）貴見のとおりです。</p> <p>（2）貴見のとおりです。</p>

1 1	<p>附則第 2 条には、別表第 1 についていえば、卒業するまでに旧規則第 6 条第 1 項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、新規則第 6 条第 1 項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす、とあります。</p> <p>総合演習の科目の単位を教職実践演習の科目の単位にみなすとはなっていません。</p> <p>この場合、たとえば、附則第 2 条により中 1 種免許状を取得した者が、その後、あらたに、小 1 種免許状を取得する場合であっても、新規則第 6 条第 1 項の表備考第 12 により教職実践演習の修得は必要ないとの理解でよいのですか。</p>	<p>ご質問のケースでは、中 1 種免を附則 2 条で取得した場合には、新規則第 6 条第 1 項表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者（＝教職実践演習の単位は修得済）とみなされません。</p> <p>そのため、小 1 種免取得する場合には、新規則第 6 条第 1 項の表備考第 12 により、取得したものと見なされる教職実践演習の単位を小 1 種免のための教職実践演習の単位として流用が可能であるため、改めて教職実践演習を修得する必要はありません。</p>
1 2	<p>本学では中学校・高等学校一種（英語）の課程を持っております。平成 21 年度以前入学の学生が総合演習を修得して中学校一種（英語）の免許を取得し、同時に他大学にて科目等履修生として小学校教諭二種免許を取得しようとする場合、法施行規則第 6 条 1 項備考 1 2 号の規定により、中学校教諭一種免許状のために修得した科目の単位を小学校教諭二種免許のための科目の単位としてあてる時に、中学校免許取得のために修得した「総合演習」の単位をもって、小学校免許取得のための「教職実習演習」の単位を修得したものとみなせるでしょうか？</p>	<p>当該学生が、平成 22 年 3 月 31 日の時点で課程認定大学に在学しているのであれば、附則第 2 条が適用されます。この場合、卒業までに旧規則に定める教職に関する科目の最低修得単位数を修得することで、新規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者（＝教職実践演習の単位は修得済）とみなされ、当該大学に在学中に科目等履修生として小学校教諭二種免許状を取得する場合には、法施行規則第 6 条 1 項備考第 1 2 号の規定により、小学校教諭二種免許の為の「教職実践演習」の単位として流用が可能です。</p> <p>一方、新規則が施行された平成 21 年 4 月 1 日以降は、総合演習は教職に関する科目からは削除されており、規則第 6 条表備考第 1 2 号及び第 1 3 号の流用規定も総合演習には適用されないこととなっています。</p> <p>ただし、附則第 3 条においては、平成 25 年 3 月 31 日までに総合演習を修得した者は教職実践演習の修得を要しないこととされており、かつ、施行規則第 6 条表備考第 1 2 号及び 1 3 号においては教職実践演習の単位は他の学校種に流用できることから、これらを合わせて解釈すれば、平成 25 年 3 月 31 日までに総合演習を修得した者は、他の学校種の免許状を修得する場合にも、総合演習又は教職実践演習を修得することは必要ないと解されます。</p>
1 3	<p>附則第 2 条には、別表第 1 についていえば、卒業するまでに旧規則第 6 条第 1 項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、新規則第 6 条第 1 項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす、とあります。</p> <p>よって、たとえば、旧規則第 6 条第 1 項の表に規定する教職に関する科</p>	<p>貴見のとおりです。ちなみに、総合演習は修得したが他の教職に関する科目をとりきれずに卒業した場合には、第 3 条が適用されます。</p>

	<p>目の最低修得単位数は修得したが、教科に関する科目や教科又は教職に関する科目の単位数に不足があり、免許状の取得はできず卒業し、その後、免許状を取得するような場合であっても、総合演習の修得時期にかかわらず教職実践演習の修得を要しないとの理解でよいのですか。</p>	
14	<p>附則第4条は、総合演習を導入する前に既に免許状を取得するために必要な単位数を修得している者は、あらためて教職実践演習を修得する必要はない（新規則第6条第1項、第10条又は第10条の4の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす）というのですが、たとえば、附則第4条により中1種免許状を取得した者や教職実践演習導入前の法で中1種免許状を取得している者が、その後、あらたに、小1種免許状を取得するような場合であっても、新規則第6条第1項の表備考第12により教職実践演習の修得は必要ないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>附則4条が適用された場合には、新規則第6条第1項表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者（＝教職実践演習の単位数は修得済）とみなされるため、その後新たに小1種免を取得する場合には、新規則第6条第1項表備考第12により単位数流用が可能となり教職実践演習の修得は必要ありません。</p> <p>一方、教職実践演習導入前の法で中1種免許状を取得している者が、平成22年3月30日以前に課程認定大学を卒業している場合には、新規則が施行された平成21年4月1日以降は、総合演習は教職に関する科目からは削除されており、規則第6条表備考第12号及び第13号の流用規定も総合演習には適用されないこととなっています。</p> <p>ただし、附則第3条においては、平成25年3月31日までに総合演習を修得した者は教職実践演習の修得を要しないこととされており、かつ、施行規則第6条表備考第12号及び13号においては教職実践演習の単位数は他の学校種に流用できることから、これらを合わせて解釈すれば、平成25年3月31日までに総合演習を修得した者は、他の学校種の免許状を取得する場合にも、総合演習又は教職実践演習を修得することは必要ないと解されます。</p>
15	<p>科目等履修生については、科目等履修開始日（入学年月日）にかかわらず（平成22年3月以前の入学であろうが、平成22年4月以降の入学であろうが）、平成25年3月までに総合演習を修得していれば、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。</p> <p>たとえば、平成22年4月に科目等履修を開始（入学）し、総合演習は、平成25年3月に修得。引き続き平成26年4月以降も他科目を科目履修し、免許状の取得を目指すといった場合も、附則第3条の適用により、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。</p>	<p>貴見のとおりです。なお、科目等履修生については、法令上「入学」ではありません。</p>
16	<p>附則第2条において「平成22年3月31日において教育職員免許法別表第1・・・略・・・の課程に在学している者で、・・・」とある。この「在学」といった場合は、科目等履修生は含まないという理解でよいのですか。</p> <p>法令上の文言の使い方として「在学」とした場合は、正規の課程の学生</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	を指すのであって、科目等履修生は在学にはあたらないと考えてよいのですか。	
17	<p>附則第3条に「平成22年4月1日以後に課程認定大学及び・・・略・・・に入学した者」とあります。この「入学」といった場合は、科目等履修生は含まないという理解でよいのですか。</p> <p>法令上の文言の使い方として「入学」とした場合は、正規の課程の学生を指すのであって、科目等履修生は入学にはあたらないと考えてよいのですか。</p>	
18	<p>他大学を卒業して平成22年度に本学大学院に入学し、本学の学部授業を履修し、教育職員免許状の取得を目指す学生については、(平成25年3月31日までは)旧教育課程の「総合演習」の履修で足りるのでしょうか。</p> <p>当該大学院生向けに、短期大学等に準じて平成23年度に「教職実践演習」を開講する必要はないのでしょうか。(平成22年度大学院新入生が学部の授業を履修する場合は、学部生と違い科目等履修生等と扱いが同じという解釈で良いのでしょうか。)</p>	<p>大学においては、平成22年度の入学生が4年次(短大では2年次)に修得する科目として教職実践演習が認定されるので、免許状取得の所要資格として認定を受けるのは、あくまで平成25年度(短大では23年度)に実施される教職実践演習の科目です。</p> <p>したがって、それ以前に開設された教職実践演習は、教職に関する科目として免許状授与の所要資格を得るために有効な科目としては認められません。</p> <p>なお、ご質問の様に、学部卒業時点で教職に関する科目の最低修得単位数を満たしていない学生が平成22年4月1日以降課程認定を有する大学院に入学し、科目等履修生として一種免許状の取得をしようとする者については、平成22年入学生として扱わずに、附則第3条が適用されることとなる。</p> <p>(附則第3条においては、「平成22年4月1日以降に課程認定大学(中略)に入学した者(中略)以外の者」と規定されているが、これは、平成22年4月1日以降に学部の一年次に入学したものについては、教職実践演習の履修を前提とした新しいカリキュラムが適用されるという趣旨の規定であるため、ここに規定する「課程認定大学」に大学院は含まれないと解する。)</p>
19	<p>現在、他大学に在籍しているある学生(現4年生)が、来年度(平成22年度)に本学大学院への進学を希望しています。当該学生は、在籍する大学の教職課程を履修していますが卒業までに1種免許状の取得要件を満たせず、本学大学院入学後に専修免許状を取得する計画を立てているようです。その場合、総合演習の単位が未修得であれば、平成25年3月31日までは本学の開設する総合演習を履修すればよいのでしょうか。</p> <p>もしくは教職実践演習を履修しなければならないのでしょうか。</p> <p>平成22年度以降入学生ということで、教職実践演習を履修しなければ専修免許状を取得できないとすれば、当該学生の大学院修了見込年度までに、本学では教職実践演習の認定を受け科目を開設しておかなければならないということになるのでしょうか。</p>	<p>大学においては、平成22年度の入学生が4年次(短大では2年次)に修得する科目として教職実践演習は認定されるので、免許状取得の所要資格として認定を受けるのは、あくまで平成25年度(短大では23年度)に実施される教職実践演習の科目です。</p> <p>したがって、それ以前に開設された教職実践演習は、教職に関する科目として免許状授与の所要資格を得るために有効な科目としては認められません(ただし、教職特別課程においては、平成22</p>
20	<p>22年度から課程認定を受けた場合に、21年度入学生が22年度入学生用の授業科目を履修し、教員免許取得を希望する場合、教職実践演習は平成25年度(平成22年度入学生が4年生)から開講となりますので、前倒して24年度以前に開講することも可能ですか。</p> <p>本学では他学科に教職課程があり、総合演習は開講していますが、他学科受講を本学で認めれば、他学科で総合演習を修得させることは可能でしょうか。</p>	<p>大学においては、平成22年度の入学生が4年次(短大では2年次)に修得する科目として教職実践演習は認定されるので、免許状取得の所要資格として認定を受けるのは、あくまで平成25年度(短大では23年度)に実施される教職実践演習の科目です。</p> <p>したがって、それ以前に開設された教職実践演習は、教職に関する科目として免許状授与の所要資格を得るために有効な科目としては認められません(ただし、教職特別課程においては、平成22</p>

		<p>年度より教職実践演習が開設されることとなります)。</p> <p>なお、認定された課程における科目を実施しないことは認められません。</p>
21	<p>平成21年3月31日付けで退学し、平成23年4月に再入学した学生について、次の2つの場合は「旧規則」と「新規則」のどちらを適用すべきか、ご教示願います。</p> <p>①平成21年3月31日までに「総合演習」の単位を修得済みであるが、再入学後に引き続き、残りの単位を修得しようとする場合。</p> <p>②平成21年3月31日までに「総合演習」の単位を未修得であり、再入学後に引き続き、残りの単位を修得しようとする場合。</p> <p>※①②とも、文部科学省令34号（H20.11.12）附則（経過措置）において、第二条では平成22年3月31日における籍がないことになり、同第三条では（ ）において除かれている対象者と思われます。</p>	<p>ご質問の学生が、平成23年4月に再入学する際、退学までの在学期間が修業年限に通算される場合には、附則第3条が適用されることとなり、平成25年3月31日までに総合演習を修得すれば、教職実践演習を修得する必要はありません。故に、①のケースの場合には、改めて総合演習の単位修得は必要ありません。</p> <p>一方、再入学の際に退学までの在学期間が修業年限に通算されない場合には、新課程での単位修得が必要となるため、総合演習の単位修得の有無にかかわらず、教職実践演習の修得が必要となります。</p>

文部科学省への質問と回答（教職実践演習・制度全般）

平成2422年6月4Q日現在

	質問	回答
	<経過措置>	
1	<p>経過措置2により「平成25年3月31日までは総合演習の単位を修得すれば教職実践演習の単位を修得する必要はない」と記載されています。従来の改正では、旧課程として認定を受けた科目を履修している学生は、卒業後、科目等履修生として在籍が引き続いていれば旧課程の単位をもって教員免許にかかる単位を修得できたが、今回の改正では平成25年4月以降は在籍が引き続いていても（旧課程であっても）教職実践演習を履修しなければならないこととなります。</p> <p>（1）平成21年度入学生がで卒業した後科目等履修生として在籍している場合と、卒業せず引き続き在籍しているしなかった場合で、平成25年4月1日以降は免許取得にかかる科目が異なることになるという解釈でよいのですか。</p> <p>（2）総合演習を修得せず卒業後に引き続き科目等履修生として在籍して免許を取得しようとする場合、旧課程で認定を受けていない科目（開講してない科目）を履修することになりますが、その場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合演習と教職実践演習の両方を受けるのですか。 2. 総合演習の代わりに教職実践演習を受けるのですか。 <p>（3）総合演習を修得していなかった場合は、卒業後数年の空白期間があった学生でも、卒業後に科目等履修生として引き続き在籍した学生と同じ扱いになるのですか。</p>	<p>（1）貴見のとおりです。</p> <p>（2）一回卒業してしまった場合でも、平成25年3月31日までは総合演習でも可能ですが、平成25年4月1日からは教職実践演習を修得する必要があります（改正省令附則第3条）。</p> <p>（3）同じ扱いとなります。</p>
2	<p>平成21年度までの入学生が4年次になる平成24年度まで総合演習を開講し、その後当該科目を廃止することになった場合、休学などで卒業が平成24年度以降に延期になり、且つ、総合演習を履修していない学生については、総合演習の代わりに教職実践演習を履修するということがよいのですか。</p>	<p>平成21年度以前の入学生については、卒業するまでに総合演習を履修すれば、教職実践演習を履修する必要はありませんが、教職実践演習を履修した場合でも免許状の授与を受けることが出来ます。</p>
3	<p>平成21年度までの入学生は、総合演習を含むカリキュラム（旧課程）への入学であることから、卒業するまでに総合演習を含み教職に関する科目の最低修得単位数を修得していれば、教職実践演習の修得を要しません。</p> <p>「総合演習を含むカリキュラムへの入学である」をその根拠とした場合（再課程認定が教職実践演習含むあらたな課程の認定であると考えたと）、平成21年度までの入学生は、総合演習を含むカリキュラムでやらなければならないとなるのですか。あるいは、平成25年度以降は、教職実践演習の修得でもよい（総合演習の修得でも、教職実践演習の修得でも、どちらでもよい）ことになるのですか。</p> <p>平成25年度以降であれば、教職実践演習でもよいとした場合、これら学生は、総合演習を含むカリキュラム（旧課程）の課程認定下にあるのではないかと考えますが、その学生が教職実践演習を含むカリキュラム（新課程）の課程認定下の教職実践演習を修得することは、課程認定上は、どのような考え方となるのですか。</p>	

<p>4</p>	<p>改正省令附則第3条「平成22年4月1日以後に課程認定大学等に入学した者」の括弧書きに編入学した者等を除くとあります。つまり、平成22年4月1日以後に入学した者であっても編入学等の場合は、この附則第3条が適用（平成25年3月までに総合演習を修得していれば、教職実践演習の修得を要しない）されると解します。</p> <p>一方、附則第2条は、平成22年3月31日において、課程認定大学等に在学している者は、卒業するまでに総合演習を含み教職に関する科目の最低修得単位数を修得すれば、新規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得したとみなすとあります。この場合は、「卒業するまでに」とありますので、何らかの理由で卒業が延びた場合、総合演習の修得が、平成25年4月以降でも、（総合演習を含み教職に関する科目の最低修得単位数を修得していれば）教職実践演習の修得は要しないと解します。</p> <p>そこで、編入学者等についてですが、通常、編入学は、過学年の入学と考えることができます。たとえば、平成22年4月に3年次編入学であれば、平成20年4月入学生の学年（総合演習を含むカリキュラム・・・旧課程）への入学と考えられます。この場合、この編入学生は、附則第3条の適用（総合演習を平成25年3月までに修得しなければ、教職実践演習が必要となる。）を受けることになるのですか。</p> <p>附則第3条が適用されるのであれば、同学年の中にありながら、附則第2条適用の学生（卒業するまで総合演習の修得でよい）、附則第3条適用の学生（平成25年度までに総合演習を修得しなければならない）が混在することになると理解しなければならないのですか。</p> <p>あるいは、編入学生の場合は、平成22年4月以降の入学であっても、旧課程に編入学しているのであれば、附則第2条、附則第3条いずれの適用もあり得るということになるのですか。</p> <p>あるいは、上記の理解に根本的な誤りがあるのでしょうか。</p> <p>（「文科省への質問と回答（制度改正事項）」（追加・変更版）No.13 「⑤旧課程への編入学生については、そのまま総合演習を履修すればよいのではなく、平成24年度までに総合演習を修得すれば教職実践演習を修得したものとみなされるのでよいのでしょうか。」に対する回答として、附則第3条の適用とあります。）</p>	<p>平成22年4月以降の編入学者については、附則第2条は適用されず、附則第3条が適用されます。</p>
<p>5</p>	<p>上記質疑事項4に関連して、編入学は、通常過ぎ去った学年に編入学する扱いとなっており、カリキュラムは順次学年進行的に進んでいることからすると、同じ学年でありながら2つのカリキュラムが存在すること自体が普通の運営からするとおかしいのではないのでしょうか。編入学は、前々からの法令の変更であっても順次学年進行という考え方があるのであれば、編入学生については編入学した学年の学則の第2条が適用されても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>編入学の場合については附則第3条の規定により、総合演習を修得していれば、教職実践演習を履修することなく免許状の授与を受けることができます。</p>

6	<p>「文科省への質問と回答（制度改正事項）」（追加・変更版）No.41 について、「平成 22 年度から総合演習の開設をやめて、教職実践演習に一本化することは可能か。」の回答、「また、」以下に、「平成 21 年度の入学生が在学する課程までは、旧課程として認定を受けた課程となりますので、当該学生が 4 年次（短大では 2 年次）となる 24 年度（短大では 22 年度）までは、総合演習を開設する必要があります。」とありますが、附則第 2 条は、卒業するまでに総合演習を含み教職に関する科目の最低修得単位数を修得すればよいことから、平成 25 年度以降も存続して総合演習を開講でき、引き続き開講するか、しないかは、各大学が判断すればよいと考えればよいのですか。</p>	<p>教職実践演習を前倒して開設することはできませんが、平成 25 年度以降も在学している平成 21 年度以前の入学者のために総合演習を開講するかどうかは大学の判断となります。</p>
7	<p>在学生への経過措置を適用せず、変更届と同様に「全学年に適用する。」又は「平成〇〇年度入学生より適用する。」と申請書類に記載の上、在学する全て又は一部の学年の学生にも新法を適用することは可能と考えますが、いかがかでしょうか。</p>	
8	<p>21 年度入学生が在籍している間は、単独で総合演習を必ず開設しなければいけないのでしょうか。</p>	
9	<p>「文科省への質問と回答（制度改正事項）」（追加・変更版）No.41 について、「平成 22 年度から総合演習の開設をやめて、教職実践演習に一本化することは可能か。」について、以下のように考えればよいのですか。</p> <p>「平成 22 年度から総合演習の開設をやめて、教職実践演習に一本化することはできないが、平成 25 年度からであれば、教職実践演習に一本化することは可能である。」</p> <p>可能とするならば、実質的には一本化であるが、課程認定上は、総合演習を含むカリキュラム（旧課程認定下）の学生が、教職実践演習を含むカリキュラム（新課程認定下）の教職実践演習を修得するという考え方となるのか。</p> <p>あるいは、今回の改正は、総合演習と教職実践演習の違いだけであるから、旧課程に在学する学生であろうが、新課程に在学する学生であろうが、平成 25 年度以降であれば、教職実践演習を修得することでよい。旧課程認定下、新課程認定下ということ深く考える必要はないと考えればよいのですか。</p>	<p>教職実践演習は平成 22 年度入学生向けに開設される科目ですが、平成 21 年度入学生が通常卒業する年度の後の年度（4 年制大学では平成 25 年度）においては、各大学の判断で総合演習を開講しないことも出来ます。</p>
10	<p>附則第 2 条には、別表第 1 についていえば、卒業するまでに、旧規則第 6 条第 1 項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、新規則第 6 条第 1 項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者（もの）とみなす、とあります。</p> <p>よって、たとえば、総合演習は修得したが、旧規則第 6 条第 1 項の表の最低修得単位数を修得せず卒業したような場合、その後、免許状を取得するには、その総合演習の修得時期で、教職実践演習の修得の要、不要が変わってくるのですか。</p> <p>（1）総合演習を平成 25 年 3 月 31 日までに修得していれば、附則第 3 条により教職実践演習の修得を要しない。</p> <p>（2）総合演習を平成 25 年 4 月以降に修得している場合は、教職実践演習を修得しなければならない。</p> <p>となるのですか。</p>	<p>（1）貴見のとおりです。</p> <p>（2）貴見のとおりです。</p>

<p>1 1</p>	<p>附則第 2 条には、別表第 1 についていえば、卒業するまでに旧規則第 6 条第 1 項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、新規規則第 6 条第 1 項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす、とあります。</p> <p>総合演習の科目の単位を教職実践演習の科目の単位にみなすとはなっていません。</p> <p>この場合、たとえば、附則第 2 条により中 1 種免許状を取得した者が、その後、あらたに、小 1 種免許状を取得する場合であっても、新規規則第 6 条第 1 項の表備考第 12 により教職実践演習の修得は必要ないとの理解でよいのですか。</p> <p>11 月 8 日「教職実践演習について」の質問書（2008 年度全国私立大学教職課程研究連絡協議会 研究交流集会）の質問「例えば、中 1 種免許取得希望者が、平成 20 年度に「総合演習」の単位を修得し、平成 26 年度に中 1 種免許を取得した後（経過措置により、「教職実践演習」の単位は修得していない）、単位の流用（施行規則第 6 条表備考第 12）を使用して、小 1 種免許を取得しようとする場合、中 1 種免許を取得する際に、既に「総合演習」の単位を修得しているため、改めて「教職実践演習」の単位を修得する必要はないと考えてよいか。」の回答として、「その通りです。」とありますが、その確認です。</p> <p>当日の口頭説明では、「総合演習で構わない。附則の 3 条を活用して、免許状を得ることができる。」と「附則の 3 条を活用」とありましたが、附則第 2 条（新規規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を取得したとみなす）を活用した場合であっても同様に、教職実践演習の修得は要しないと考えてよいのですか。この場合、附則第 2 条は「卒業するまでに旧規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者については」と「卒業するまでに」とありますので、総合演習の修得時期にかかわらず（総合演習の修得時期が平成 25 年度以降であっても）、教職実践演習の修得は要しないということでしょうか。</p>	<p>ご質問のケースでは、中 1 種免許は附則第 2 条により、小 1 種免許は附則第 3 条により授与されること <u>ができます。</u> を附則 2 条で取得した場合には、新規規則第 6 条第 1 項表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者（＝教職実践演習の単位は修得済）とみなされます。 <u>そのため、小 1 種免許取得する場合には、新規規則第 6 条第 1 項の表備考第 12 により、取得したものと見なされる教職実践演習の単位を小 1 種免許のための教職実践演習の単位として流用が可能であるため、改めて教職実践演習を修得する必要はありません。</u></p>
<p>1 2</p>	<p>本学では中学校・高等学校一種（英語）の課程を持っております。平成 21 年度以前入学の学生が総合演習を修得して中学校一種（英語）の免許を取得し、同時に他大学にて科目等履修生として小学校教諭二種免許を取得しようとする場合、法施行規則第 6 条 1 項備考 1 2 号の規定により、中学校教諭一種免許状のために修得した科目の単位を小学校教諭二種免許のための科目の単位としてあてる時に、中学校免許取得のために修得した「総合演習」の単位をもって、小学校免許取得のための「教職実践演習」の単位を修得したものとみなせるでしょうか？</p>	<p>附則第 3 条により、教職実践演習の単位を修得する必要はありません。</p> <p><u>当該学生が、平成 22 年 3 月 31 日の時点で課程認定大学に在学しているのであれば、附則第 2 条が適用されます。この場合、卒業までに旧規則に定める教職に関する科目の最低修得単位数を修得することで、新規規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者（＝教職実践演習の単位は修得済）とみなされ、当該大学に在学中に科目等履修生として小学校教諭二種免許状を取得する場合には、法施行規則第 6 条 1 項備考第 1 2 号の規定により、小学校教諭二種免許の為の「教職実践演習」の単位として流用が可能です。</u></p> <p><u>一方、新規規則が施行された平成 21 年 4 月 1 日以降は、総合演習は教職に関する科目からは削除されており、規則第 6 条表備考第 1 2 号及び第 1</u></p>

		<p><u>3号の流用規定も総合演習には適用されないこととなっています。</u></p> <p><u>ただし、附則第3条においては、平成25年3月31日までに総合演習を修得した者は教職実践演習の修得を要しないこととされており、かつ、施行規則第6条表備考第12号及び13号においては教職実践演習の単位は他の学校種に流用できることから、これらを合わせて解釈すれば、平成25年3月31日までに総合演習を修得した者は、他の学校種の免許状を修得する場合にも、総合演習又は教職実践演習を修得することは必要ないと解されます。</u></p>
13	<p>附則第2条には、別表第1についていえば、卒業するまでに旧規則第6条第1項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、新規則第6条第1項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす、とあります。</p> <p>よって、たとえば、旧規則第6条第1項の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数は修得したが、教科に関する科目や教科又は教職に関する科目の単位に不足があり、免許状の取得はできず卒業し、その後、免許状を取得するような場合であっても、総合演習の修得時期にかかわらず教職実践演習の修得を要しないとの理解でよいのですか。</p>	<p>貴見のとおりです。ちなみに、総合演習は修得したが他の教職に関する科目をとりきれずに卒業した場合には、第3条が適用されます。</p>
14	<p>附則第4条は、総合演習を導入する前に既に免許状を取得するために必要な単位を修得している者は、あらためて教職実践演習を修得する必要はない（新規則第6条第1項、第10条又は第10条の4の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす）というのですが、たとえば、附則第4条により中1種免許状を取得した者や教職実践演習導入前の法で中1種免許状を取得している者が、その後、あらたに、小1種免許状を取得するような場合であっても、新規則第6条第1項の表備考第12により教職実践演習の修得は必要ないと理解でよいでしょうか。</p>	<p><u>貴見のとおりです。</u></p> <p><u>附則4条が適用された場合には、新規則第6条第1項表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者（＝教職実践演習の単位は修得済）とみなされるため、その後新たに小1種免許状を取得する場合には、新規則第6条第1項表備考第12により単位流用が可能となり教職実践演習の修得は必要ありません。</u></p> <p><u>一方、教職実践演習導入前の法で中1種免許状を取得している者が、平成22年3月30日以前に課程認定大学を卒業している場合には、新規則が施行された平成21年4月1日以降は、総合演習は教職に関する科目からは削除されており、規則第6条表備考第12号及び第13号の流用規定も総合演習には適用されないこととなっています。</u></p> <p><u>ただし、附則第3条においては、平成25年3月31日までに総合演習を修得した者は教職実践演習の修得を要しないこととされており、かつ、施行規則第6条表備考第12号及び13号においては教職実践演習の単位は他の学校種に流用できることから、これらを合わせて解釈すれば、平成25年3月31日までに総合演習を修得した者</u></p>

		<u>は、他の学校種の免許状を修得する場合にも、総合演習又は教職実践演習を修得することは必要ないと解されます。</u>
15	<p>科目等履修生については、科目等履修開始日（入学年月日）にかかわらず（平成22年3月以前の入学であろうが、平成22年4月以降の入学であろうが）、平成25年3月までに総合演習を修得していれば、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。</p> <p>たとえば、平成22年4月に科目等履修を開始（入学）し、総合演習は、平成25年3月に修得。引き続き平成26年4月以降も他科目を科目履修し、免許状の取得を目指すといった場合も、附則第3条の適用により、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。</p> <p>（「文科省への質問と回答（制度改正事項）」（追加・変更版）No.12 ④平成22年度新規科目等履修生の教職実践演習修得の要、不要の回答として、附則第3条により、「平成25年3月31日までは総合演習の単位を修得すれば教職実践演習の単位を修得する必要はありません。」とあります。）</p>	<p>貴見のとおりです。なお、科目等履修生については、法令上「入学」ではありません。</p>
16	<p>附則第2条において「平成22年3月31日において教育職員免許法別表第1・・・略・・・の課程に在学している者で、・・・」とある。この「在学」といった場合は、科目等履修生は含まないという理解でよいのですか。</p> <p>法令上の文言の使い方として「在学」とした場合は、正規の課程の学生を指すのであって、科目等履修生は在学にはあたらないと考えてよいのですか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
17	<p>附則第3条に「平成22年4月1日以後に課程認定大学及び・・・略・・・に入学した者」とあります。この「入学」といった場合は、科目等履修生は含まないという理解でよいのですか。</p> <p>法令上の文言の使い方として「入学」とした場合は、正規の課程の学生を指すのであって、科目等履修生は入学にはあたらないと考えてよいのですか。</p>	
18	<p>他大学を卒業して平成22年度に本学大学院に入学し、本学の学部授業を履修し、教育職員免許状の取得を目指す学生については、（平成25年3月31日までは）旧教育課程の「総合演習」の履修で足りるでしょうか。当該大学院生向けに、短期大学等に準じて平成23年度に「教職実践演習」を開講する必要はないでしょうか。（平成22年度大学院新入生が学部の授業を履修する場合は、学部生と違い科目等履修生等と扱いが同じという解釈で良いでしょうか。）</p>	<p>大学においては、平成22年度の入学生が4年次（短大では2年次）に修得する科目として教職実践演習が認定されるので、免許状取得の所要資格として認定を受けるのは、あくまで平成25年度（短大では23年度）に実施される教職実践演習の科目です。</p> <p>したがって、それ以前に開設された教職実践演習</p>
19	<p>現在、他大学に在籍しているある学生（現4年生）が、来年度（平成22年度）に本学大学院への進学を希望しています。当該学生は、在籍する大学の教職課程を履修していますが卒業までに1種免許状の取得要件を満たせず、本学大学院入学後に専修免許状を取得する計画を立てているようです。その場合、総合演習の単位が未修得であれば、平成25年3月31日までは本学の開設する総合演習を履修すればよいのでしょうか。もしくは教職実践演習を履修しなければならないのでしょうか。</p> <p>平成22年度以降入学生ということで、教職実践演習を履修しなければ専修免許状を取得できないとすれば、当該学生の大学院修了見込年度まで</p>	<p>は、教職に関する科目として免許状授与の所要資格を得るために有効な科目としては認められません。</p> <p>附則第3条により、平成25年3月31日までは旧教育課程の総合演習の履修で足りることとなります。</p> <p><u>なお、ご質問の様に、学部卒業時点で教職に関する科目の最低修得単位数を満たしていない学生が平成22年4月1日以降課程認定を有する大学院</u></p>

	<p>に、本学では教職実践演習の認定を受け科目を開設しておかなければならないということになるのでしょうか。</p>	<p><u>に入学し、科目等履修生として一種免許状の取得をしようとする者については、平成22年入学生として扱わずに、附則第3条が適用されることとなる。</u></p> <p><u>（附則第3条においては、「平成22年4月1日以降に課程認定大学（中略）に入学した者（中略）以外の者」と規定されているが、これは、平成22年4月1日以降に学部的一年次に入学したものについては、教職実践演習の履修を前提とした新しいカリキュラムが適用されるという趣旨の規定であるため、ここに規定する「課程認定大学」に大学院は含まれないと解する。）</u></p>
20	<p>22年度から課程認定を受けた場合に、21年度入学生が22年度入学生用の授業科目を履修し、教員免許取得を希望する場合、教職実践演習は平成25年度（平成22年度入学生が4年生）<u>から</u>開講となりますので、前倒しで24年度以前に開講することも可能ですか。</p> <p>本学では他学科に教職課程があり、総合演習は開講していますが、他学科受講を本学で認めれば、他学科で総合演習を修得させることは可能でしょうか。</p>	<p>大学においては、平成22年度の入学生が4年次（短大では2年次）に修得する科目として教職実践演習は認定されるので、免許状取得の所要資格として認定を受けるのは、あくまで平成25年度（短大では23年度）に実施される教職実践演習の科目です。</p> <p>したがって、それ以前に開設された教職実践演習は、教職に関する科目として免許状授与の所要資格を得るために有効な科目としては認められません（ただし、教職特別課程においては、平成22年度より教職実践演習が開設されることとなります）。</p> <p>なお、認定された課程における科目を実施しないことは認められません。</p>
21	<p>平成21年3月31日付で退学し、平成23年4月に再入学した学生について、次の2つの場合は「旧規則」と「新規則」のどちらを適用するべきか、ご教示願います。</p> <p>①平成21年3月31日までに「総合演習」の単位を修得済みであるが、再入学後に引き続き、残りの単位を修得しようとする場合。</p> <p>②平成21年3月31日までに「総合演習」の単位を未修得であり、再入学後に引き続き、残りの単位を修得しようとする場合。</p> <p>※①②とも、文部科学省令34号（H20.11.12）附則（経過措置）において、第二条では平成22年3月31日における籍がないことになり、同第三条では（ ）において除かれている対象者と思われます。</p>	<p><u>ご質問の学生が、平成23年4月に再入学する際、退学までの在学期間が修業年限に通算される場合には、附則第3条が適用されることとなり、附則第3条括弧書きに規定する者については、平成25年3月31日までに総合演習を修得すれば、教職実践演習を修得する必要はありません。故に、①のケースの場合には、改めて総合演習の単位修得は必要ありません。</u></p> <p><u>なお、このような者が教職実践演習の単位を修得した場合にも、免許状の授与を受けることができません。一方、再入学の際に退学までの在学期間が修業年限に通算されない場合には、新課程での単位修得が必要となるため、総合演習の単位修得の有無にかかわらず、教職実践演習の修得が必要となります。</u></p>